

の常則がありまして、嘗て在泊中の海軍艦船の例に倣つた事第あります。是は總て葬社船の行為ですが、當時神戸港内に停泊中の四十余隻の船舶中僅かに數隻を除いた外全部が同様の處置を取つた事分であります。まして此の事と関しまして葬社の忠誠の念に就て云々する事は甚だ諒解に苦しむものであります。

上述の如く葬社と称之为しては最も善とつくしたものでありますから、這紙の経緯を率直に申し上げます。葬社本立場に就て御了承を賜りたゞと准ずる次第であります。

昭和十一年十一月

日本郵船株式会社
神戸支店

A 部
當年四月二十五日ハ恰慶日曜日ニテ始シトド責任者ハ出勤セザリ申賓ヨリ見テ半年モ前ヨリ考究ヲ重キ萬道懐ナキヲ期シトハ信ジ難レ

B 部
船尾ノ國旗ヲ一度下ゲ角ビ揚ハルハ年素、内外國僚船間ノ接觸的儀礼ノ信号ニ過ヤバコレ詠謡辨の最タルモノシテ果レ然ラハ勢クトモ橘旗ノ水運時ハ有ラザルベク且往年、ムニ皇帝が北公武ニ御入港、降ミ橘旗ヲ表シ特令シテ揚揚セリメタル事賓ニ敬レ社ノ大典樂ヲ櫻塗シ洛ラントスル次第ニ外チサルコト为首サレルテアラウ蓋シ至難ノ御前ニ於テ礼ノ室ニ失スルハ殊アレヘン

(A) 社員ニ對シテハ内社員ニシテ不敬門類ヲ云々スルモハ社外執事者ト相通ウルモ

(B) 部長職首スル

(B) 外ニハ不敬、事實ナシト称シ乍ラ社内ニハ只管謹慎ヲ表スベモトシテ口ヲ緘レ宣傳レ
(C) 各官憲ノ諒解済ナレバ我社不敬問題ハコレ以上發展セズト社内外
是去來年、社内調査並ニ對スル筆正義運ト時局上國体明微、日本精神發揚運動ト相俟フテ此ハ不敬問題ニ關スル幹部、監督ニ不滿、空氣相候、各地文展出版所、在勤監督ニ申ス

シ時前橋特ニ深甚、戒心ヲ加ハ先角ノ批評ヲ受ケルコトナキ株式会社御位本意、數首之作シ各級ト協力、上諸事道懐ナキ様取計相候、以

海務第三號

昭和十一年一月十四日

海務課
田格
長
殿

○○九
船長

記

左

近來勤モハ深シ究ムル所ナク吾社ニ對スル不敬問題ヲ云々シ通ル事實ニ及レタル諒解ナス向アリ故ニ遺憾ニ堪スル就テハ各自致度ヲ旨トシ時前橋特ニ深甚、戒心ヲ加ハ先角ノ批評ヲ受ケルコトナキ株式会社御位本意相候、各地文展出版所、在勤監督ニ申ス

本文、數首之作シ各級ト協力、上諸事道懐ナキ様取計相候、以

以

上

3